

事例

《事例の内容》

70代の女性から相談。見知らぬ業者から封書が届き開封せずに放置していた。後日、**買取屋と名乗る業者**から資料が届いているはずと**電話**がきた。届いていないと返答すると「そのうちに資料が届く。**購入しにくい社債の購入申込書が同封されているので資料ごと買取りたい**。封書が届いたら連絡をほしい」との話だった。しかし、業者に社名と連絡先を尋ねたが教えてくれなかった。この封書が何なのか開封して確認して欲しい。

見知らぬ業者から資料が届き、「これを買取いたい」という電話が別の業者からきた。信じてよいだろうか？

《対応の内容》

相談者がセンターに持参した封書を、相談者の了解を得た上で開封したところ、会社紹介のパンフレット及びその会社の社債を購入する申込書が入っていました。社債の申込書を購入したいと持ちかけて、実は自社の社債を販売することが目的である、劇場型の勧誘方法と考えられます。業者の電話勧誘には応じず、無視するようにと伝えました。

身守りのポイント

最近、高齢者から同種の相談事例が多数寄せられています。相談事例から浮かび上がる業者の勧誘手口は、同じ業者が買取役と販売役に役割分担して消費者に電話をかける、劇場型販売方法と思われます。業者の「買取りたい」という勧誘トークに惑わされずに、**きっぱりと断る**ことが最善策といえます。

常日頃から、高齢者に対して「セールス電話を受けた際、必要のないものは、はっきりと断ること。」と助言しておくことが重要です。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111